

国立研究開発法人水産研究・教育機構の会計監査人候補者
となるための提案書の募集について

令和3年4月20日
国立研究開発法人水産研究・教育機構

国立研究開発法人水産研究・教育機構は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）の定めにより会計監査人による監査の対象となっています。会計監査人の選任は通則法第40条に基づき農林水産大臣が行いますが、当機構において会計監査人の候補者を選定し、農林水産大臣へ会計監査人の候補者名簿を提出し、選任を求めることとされています。

今回の候補者選定に当たり対象事業年度を令和3年度から令和7年度までの複数事業年度といたしますが、通則法第42条に基づき、会計監査人の任期が単事業年度となっていることから、契約期間は単事業年度とし、農林水産大臣の選任も毎事業年度受けることとなります。

また、令和4年度以降は農林水産大臣の選任を求めるに当たり、候補者から前年度の監査業務の実績及び次年度の提案書を提出していただき、当機構においてその内容を確認し、適切であると認められる場合に限り、引き続き主務大臣の選任を求めることとなります。

ただし、選定された者が行政処分を受けるなど、会計監査人の候補者とするのが適当でないと認められる場合には、選定の見直しの対象となります。

つきましては、令和3年度から令和7年度までにおける当機構の会計監査人への就任を希望される監査法人又は公認会計士に対し、会計監査人候補選定のための提案書の公募を行いますので、希望される方におかれましては提案書の提出をお願いします。

なお、提案にあたっては、別紙「提案書の記載要領」を参照の上、下記の提出期限までにご提出くださいますようお願いいたします。

記

提出期限：令和3年6月18日（金） 17時必着
提出部数：提案書（7部）
貴法人等の概要パンフレット（7部）
監査報酬見積書（正本1部）

【提案書の提出先及び照会先】

〒221-8529 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
テクノウェイブ100 6階
国立研究開発法人 水産研究・教育機構
監査室 白土
TEL 045-277-0047（監査室直通）
FAX 045-227-2702

提案書の記載要領

記載内容は直近のものとし、その年月日を明記して下さい。

1. 監査法人等の概要

- (1) 名称、代表者氏名、設立年月日、所在地（本部及び担当部署）、出資金（資本金）
- (2) 業務収入（直近の事業年度）
- (3) 当期利益（直近の事業年度）
- (4) 人員
（代表社員数、公認会計士数、その他職員数の内訳、公会計部門対応人員数の内訳）
- (5) 国内拠点数
- (6) 公会計に対する組織体制
- (7) 関与（監査）会社数
 - ①企業数
 - ②その他の法人数
- (8) 特色

2. 独立行政法人及び国立大学法人に関連する業務の実績（過去3カ年分）

- (1) 独立行政法人及び国立大学法人の監査実績
- (2) 独立行政法人及び国立大学法人の非監査業務実績

3. 水産研究・教育機構における会計監査業務の提案

- (1) 監査の取組方針（監査の基本方針、着眼点、重要項目等）
- (2) 監査の実施体制（監査チームの編成及び監査担当人員とその実務経験等）
- (3) 監査の実施計画（監査日数、期間、工程毎の人員数等） ※別紙1参照
なお、以下の事項に留意の上、作成のこと。
 - ①令和3年度の監査計画作成にあたり、別紙1の業務場所として選定する各施設等往査にあたっては別紙2の機構組織から8箇所を選定し、隔地庁舎の往査を監査計画に含めて作成下さい。
 - ②本部事務所を含む監査先の全てで「内部統制」を演題としたコンプライアンス研修の実施を監査計画に含めて下さい。（研修時間は30分程度を目安にお願いし、演題を含む詳細については、本部担当部署と別途相談）
 - ③実地棚卸及び実査は、本部のほか、別紙2の機構組織から選定し、監査計画に含めて下さい。
 - ④令和3年度以降の隔地庁舎の往査先（8箇所）については、事業年度計画書の作成時に協議することとします。
- (4) 監査の実施方法（具体的な監査の内容及び方法）
- (5) 支援体制（当機構が経理・決算業務を遂行していくための支援体制等）
- (6) 連携体制（監事及び監査室等との連携体制のあり方、公的研究費の不正防止の取組に関する連携等）

4. 監査品質の管理体制

- (1) 品質管理体制の整備・実施状況
- (2) 日本公認会計士協会の実施した直近のレビューの結果、監査上の問題等の指摘の有無
（有の場合は指摘内容）
- (3) 過去3年間において公認会計士法に基づく処分がある場合にはその内容

(4) 独立行政法人通則法第41条第3項1号について、公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者に該当しないことの証明

5. 監査報酬見積書

(1) 監査報酬見積金額

(2) 見積費用算定内訳（実施予定月、業務内容及び要員クラス区分別の単価・執務予定日数、旅費等の算定内訳）

※なお、上記提案の3.(3)にて計画される隔地庁舎の往査先（8箇所）に係る旅費の目安としては1庁舎当たり5万円を計上するものとして下さい。

※内訳については、対象事業年度5カ年総額及び事業年度毎の内訳を作成して下さい。

(3) 見積費用の考え方

6. 監査法人等の担当者氏名・所属・連絡先

・氏名、所属先住所、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス

7. その他

(1) 会計監査人の任期は、独立行政法人通則法第42条により、その選任の日以後当該事業年度の財務諸表についての主務大臣の承認の時までとなります。

(2) 監査人候補者選考に当たっては、当機構の審査委員会において提案書等を審査し、総合評価により候補者を決定します。

(3) 提出いただいた提案書について、応募者多数の場合は書類審査を行った上でプレゼンテーションを実施いたします。

なお、詳細については後日連絡します。

(4) 提案書等の内容について、当機構より問い合わせを行うことがありますので、回答をお願いします。

(5) 提出される提案書については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づく公開対象の法人文書となります。従って、提案書の記載事項の中で、守秘することを要望される事項については、あらかじめ指定して下さい。

(6) 提出された書類に対する経費の支出及び返却は行いません。

(7) 水産研究・教育機構の事業概要及び財務諸表等については、当機構のホームページで公開していますので参照して下さい。

<http://www.fra.affrc.go.jp/>

以上

(別紙1)

1. 業務内容及び業務場所

業務内容	業務場所
日常的な仕訳の妥当性の検討及び期中会計処理の検討・助言	本部
フローチャート及び会計規程等のレビューによる内部統制の整備状況の調査及び評価	本部
内部統制の運用状況の評価	本部
期中会計処理の調査・確認	本部
管理体制の検討・助言及び文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく公的研究費の不正防止の取組に関する情報提供・意見交換	本部
勘定区分経理の妥当性の監査	本部
研究所等における固定資産の管理状況調査、その他内部統制の整備運用状況の調査	各施設等
現金出納事務の管理状況の調査	各施設等
コンプライアンス研修	本部及び各施設等
期中監査に関連する準備、調査、調整、結果評価	監査法人等事務所
決算準備対応	本部
残高確認状の発送先の選定・準備	監査法人等事務所
棚卸、実査等決算準備作業についての準備対応	監査法人等事務所
監査意見表明のための事前審査	監査法人等事務所
期中監査に関連する準備、調査、調整、結果評価	監査法人等事務所
実地棚卸（棚卸資産・固定資産）	本部ほか1箇所
実査（現預金・その他資産）	本部ほか1箇所
勘定残高の妥当性の検討	本部
財務諸表等の開示検討・確認	本部
財務諸表の表示項目妥当性の検討	本部
行政コスト計算書の作成方法の妥当性の検討	本部
純資産変動計算書の作成方法の妥当性の検討	本部
キャッシュ・フロー計算書の作成方法の妥当性の検討	本部
引当金の計上及び見返資産の計上の妥当性の確認	本部
資産除去債務の計上及び妥当性の検討	本部
注記事項の記載内容の妥当性の検討	本部
附属明細書の作成内容の妥当性の検討	本部
報告書開示のチェック	本部

業務内容	業務場所
開示検討のための調査	監査法人等事務所
監査意見形成のための監査証拠の総合的評価	監査法人等事務所
監査意見形成のための審査	監査法人等事務所
報告事項の検討・総括	監査法人等事務所
監査報告及び監査報告書の提出	本部

(別紙2)

2. 国立研究開発法人水産研究・教育機構組織

令和3年4月1日現在

施設名称	所在地	備考
本部	神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25 テクノウェイブ100 6階	本部
水産資源研究所		
札幌庁舎(拠点)	北海道札幌市豊平区中の島2条2-4-1	拠点
根室さけます事業所	北海道標津郡中標津町西9条南1-1	
斜里さけます事業所	北海道斜里郡清里町字江南807-17	
伊茶仁さけます事業所	北海道標津郡標津町字川北3491	
虹別さけます事業所	北海道川上郡標茶町字虹別728-1	
鶴居さけます事業所	北海道阿寒郡鶴居村字雪裡北6線東4	
十勝さけます事業所	北海道河西郡更別村字勢雄428-3	
千歳さけます事業所	北海道千歳市蘭越9	
静内さけます事業所	北海道日高郡新ひだか町静内御園394	
八雲さけます事業所	北海道二世郡八雲町上八雲59	
尻別さけます事業所	北海道島牧郡島牧村字賀老11-1	
天塩さけます事業所	北海道中川郡美深町西3条南4-1-1	
徳志別さけます事業所	北海道枝幸郡枝幸町徳志別1277-2	
釧路庁舎(拠点)	北海道釧路市桂恋116	拠点
八戸庁舎	青森県八戸市字鮫町下盲久保25-259	
塩釜庁舎(拠点)	宮城県塩釜市新浜町3-27-5	拠点
横浜庁舎(本所)	神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4	本所
新潟庁舎(拠点)	新潟県新潟市中央区水道町1丁目5939-22	拠点
清水庁舎(拠点)	静岡県静岡市清水区折戸5-7-1	拠点
水産技術研究所		
宮古庁舎	岩手県宮古市崎山4-9-1	
神栖庁舎(拠点)	茨城県神栖市波崎7620-7	拠点
日光庁舎	栃木県日光市中宮祠2482-3	
小浜庁舎	福井県小浜市泊26	
南伊豆庁舎	静岡県賀茂郡南伊豆町石廊崎183-2	
南勢庁舎(拠点)	三重県度会郡南伊勢町中津浜浦422-1	拠点
玉城庁舎	三重県度会郡玉城町昼田224-1	
宮津庁舎	京都府宮津市小田宿野1721	
百島庁舎	広島県尾道市百島町1760	
廿日市庁舎(拠点)	広島県廿日市市丸石2-17-5	拠点
屋島庁舎	香川県高松市屋島東町234	

伯方島庁舎 長崎庁舎（本所） 五島庁舎 上浦庁舎 志布志庁舎 奄美庁舎 八重山庁舎	愛媛県今治市伯方町木浦甲 2 7 8 0 長崎県長崎市多以良町 1 5 5 1 - 8 長崎県五島市玉之浦町布浦 1 2 2 - 7 大分県佐伯市上浦大字津井浦 鹿児島県志布志市志布志町夏井 2 0 5 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字俵字崎山原 9 5 5 5 沖縄県石垣市字桴海大田 1 4 8	本所
開発調査センター	神奈川県横浜市神奈川区新浦島町 1 - 1 - 2 5 テクノウェイブ 100 6階	
水産大学校	山口県下関市永田本町 2 丁目 7 - 1	